

アマチュア局の保証について

スプリアス確認保証と
H29.12以降の開設・変更に係る保証について

平成30年2月

JARD管理部／保証事業センター

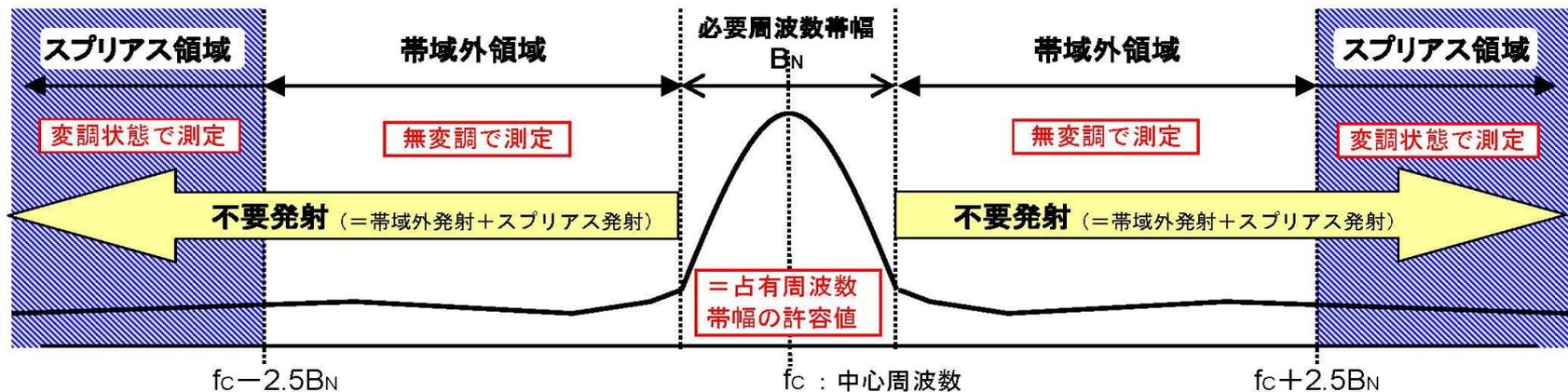
本日のメニュー

- 1 スプリアス規格の改正
- 2 スプリアス規格の改正に伴う経過措置と移行手続
- 3 新スプリアス対応が必要な無線設備
- 4 JARDの対応
- 5 よくある質問等(1)(2)(3) 参考(1)(2)(3)
- 6 H29.12.1からの基本保証について(1)(2)

1 スプリアス規格の改正

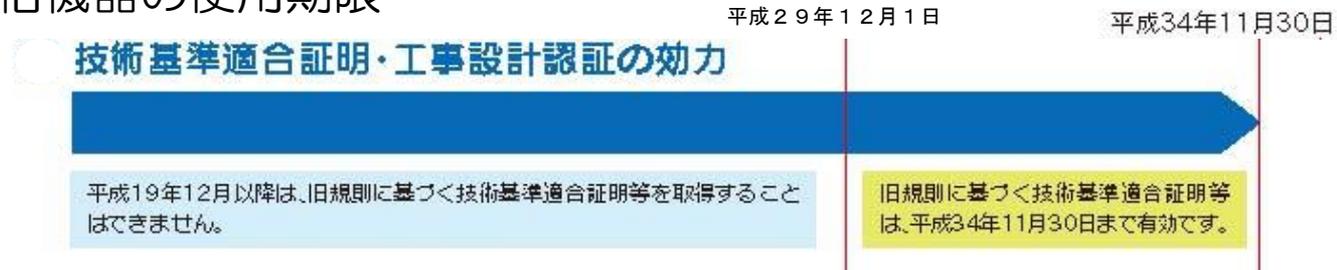
- 無線通信規則の改正を受け、平成17年12月1日に電波法令を改正
- 旧規格は、高低調波を規制
- 新規格では、従来の高低調波に加え、近傍スプリアスも規制
(HFは5W超、V/UHFは50W超の不要発射については、10dB規制が強化)
- 新規格では、確認方法も新たに規定
 - ① 基本波の近傍 (帯域外領域) は無変調状態で確認
 - ② その外側 (スプリアス領域) は変調 (実使用) 状態で確認 ※

※ 電波型式毎に不要発射を確認することが必要



2 スプリアス規格の改正に伴う経過措置と移行手続

1 旧規格機器の使用期限



再免許はH29.12以降も可能（旧規格は使用期限有（H34.11.30まで））

2 新スプリアス規格への移行

- ① 新スプリアス規格に適合した無線機器への取替え
- ② 送信機出力端子と空中線との間にフィルタを挿入し、
適合が確認されれば総通局等へ届け出(事前に変更申請が必要)
- ③ 実力値を測定の上、適合が確認されれば総通局等へ届け出

(総務省が公表した実力値の確認方法)

1年以内に較正等を受けた測定器を使用するなど、一定の条件の下で実力値を確認

④ JARDが行う「スプリアス確認保証」を受ける

具体的には「スプリアス確認保証願」及び「スプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書(アマチュア局の保証用)」(2枚の書類)をJARDに提出し、JARDから保証書を添付して各総通局等へ届出書を提出することにより手続きが完了する。

3 新сприяс対応が必要な無線設備（抜粋として配布）

1 スприяс確認保証が必要な無線機（旧сприяс規格機器）

- (1) 平成17年11月30日以前に免許を受け、現在も免許が継続している無線機（旧JARL登録機種、旧技適機器、自作機、外国製機器）
- (2) 「сприяс確認保証可能機器リスト」に掲載の技術基準適合証明を受けた無線機で、平成17年12月以降に総合通信局等に直接申請して免許を受けて、現在も免許が継続しているもの（「旧技適機器」）



KN, KH, KV, KU, 02KN及び002KNから始まる技適番号（新旧сприяс規格のものがあるので要確認）

2 スприяс確認保証が不要な無線機（新сприяс規格機器）

- (1) 平成17年12月施行された新сприяс規格で技術基準適合証明を受けた無線機（いわゆる「新技適機器」）例「002-150001」など
- (2) 平成17年12月以降にアマチュア局の保証を受けて免許を受けた無線機（旧JARL登録機種、自作機、外国製機器）（附則適用機器除く。）

4 JARDの対応 (1)

1 「スプリアス確認保証可能機器リスト」の機器は974機種 (H29. 7. 1^{現在})

https://www.jard.or.jp/warranty/spudata/spu_list.pdf

※このリストに掲載されている機器は、開設・変更（増設・取替）に係る保証も可能

2 スプリアス確認保証料

➤ 保証料は、基本料+台数分の料金

① 基本料（1台分を含む）：2,500円

② 台数分の料金：1台あたり1,000円

JARD
スプリアス確認保証

➤ 保証料の特例措置

① 複数回申込み割引 ← 全機種の実態調査未了のための措置

② JARL会員割引 ← 対応促進のための措置

※台数分の料金のうち、2台分（2,000円）を減額

3 平成34年11月30日が最終期限であるが早期の対応をお願い！

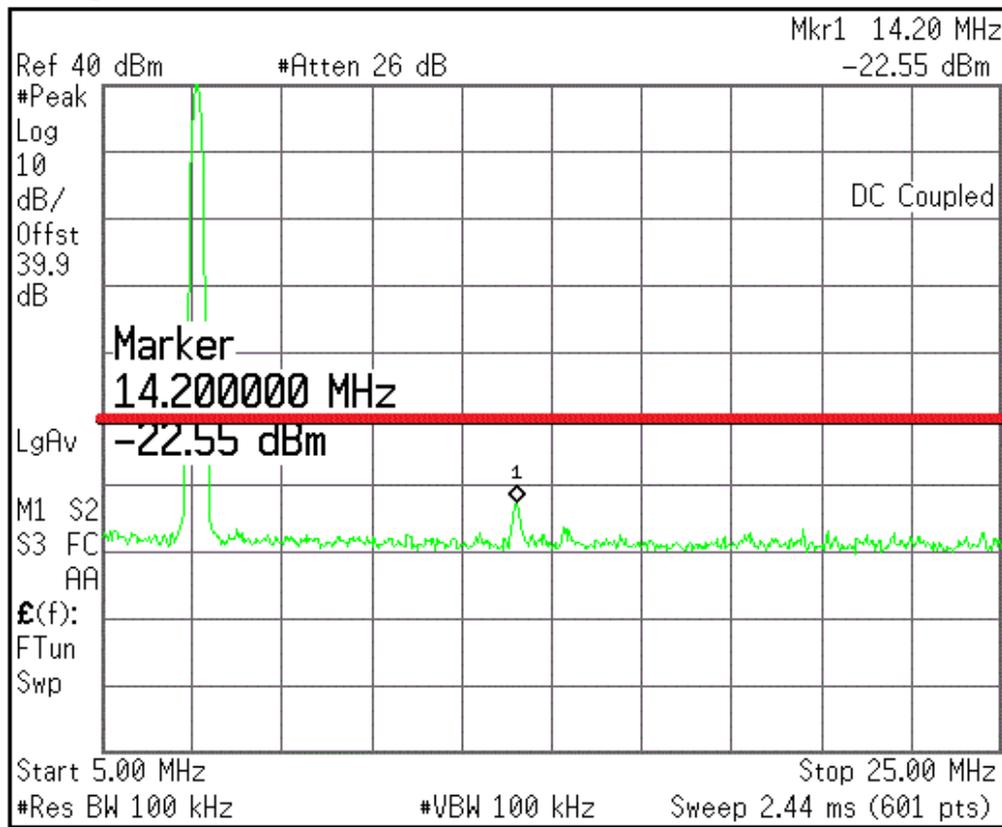
4 JARDの対応 (2)

「機器リスト」掲載されていない無線機（自作機等）の場合、主に運用するバンドとモードにおいて、測定したスペアナ画像の添付をお願いします

※測定器の1年以内の較正要件は問わないが適正に測定したものの

Agilent 15:18:00 Apr 5, 2017

T



〔測定条件〕

- 7MHz帯 / 10W機
- 測定周波数：7.1MHz

〔測定結果〕

- Marker：2倍高調波
- 14.2MHz / -22.55dBm

《30MHz以下、5W超えの許容値》

- 絶対値：50mW (17dBm) 以下
- 相対値：基本波から50dB低い値※

(=赤いライン)

5 よくある質問等 (1) (抜粋として配布)

- ① 旧スプリアス規格の無線機による開局（再開局含む）・増設等変更の手続きの場合「基本保証（開設保証、変更保証）」を受けて下さい
⇒開設・変更申請をするために、事前に「スプリアス確認保証」のお申込みをされる方が非常に多くなっています。「基本保証」を受けて下さい。お間違いないように！！
- ② 技適機器であっても旧スプリアス規格の無線機の場合には、開局・増設の手続きにはJARDの「基本保証（開設・変更保証）」が必要です
⇒JARDの「基本保証」を受けずに、直接総合通信局に申請（電子申請含む。）して、書類が返戻されている方が非常に多くなっています。ご注意ください！！
- ③ 再免許が近づいている方の場合、再免許申請を行う3か月前までにスプリアス確認保証を受けられることをお勧めします。
⇒免許の有効期限が3か月以下の場合は先に再免許申請を受けましょう！！
- ④ スプリアス確認手続きは、変更や再免許手続きと同時にできません。
⇒変更申請又は再免許申請は全く別の（書類による）手続きのため一緒にはできません。

5 よくある質問等 (2) (抜粋として配布)

⑤ 自局の免許内容 (免許されている無線設備) がわからない。

⇒免許申請時の書類で確認するか又は管轄の総合通信局にご相談下さい。

ご相談の際には事前準備 (※) 及び本人確認が必要 (免許 (状の) 番号など) です。

※：免許を受けていた無線機の「発射可能周波数・電波型式、終段管の名称等の情報」

⑥ スプリアス確認手続きは、再免許の都度受ける必要はありません

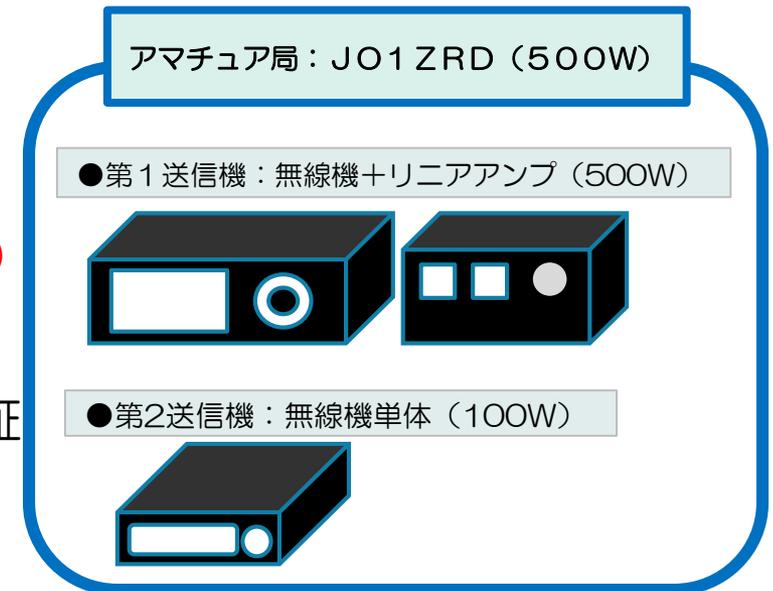
⑦ スプリアス確認手続きは、局毎になります。したがって、設備共用や譲渡による再使用の場合でも、別個に手続きが必要です

⑧ 200Wを超える工事設計の装置は、基本

送信機 (親機) が200W以下でも確認保証の

対象とはなりません。 (右図の第1送信機：非対象)

なお、局免許が200W超の局でも当該装置が200W以下なら、スプリアス確認保証の対象となります。 (右図の第2送信機：保証対象)



5 よくある質問等 (3) (抜粋として配布)

- ⑨ リニア等の付加装置を付けたものでも、当該装置の工事設計が200W以下で基本送信機が確認保証可能機器リスト掲載されていれば
スプリアス確認保証は可能です (右図)
- ⑩ 改造 (100W⇒50Wなど) している無線機で免許を受けている場合、保証のお申込みの際にその旨、記述してお申込み下さい。

例：TG-88H (100Wを50Wに改造の場合) ⇒記述例：「TG-88H (50W改造)」

- ⑪ 総合通信局あての届出書や保証願書は、正確にお書きください。
装置が不適合であったり、局免が失効している例がありました。
また、**総合通信局あての届出書の装置名の欄には、技適機器以外の場合は必ず終段管名等も記載してください。**

※ JARDでは局の無線設備の諸元は確認できません。提出書類の整合のみを確認

▽ 自局の無線設備の詳細が不明で、現状と大幅に相違している場合の対応は...

アマチュア局：JO1ZRD (200W)

● 第1送信機：無線機+リニアアンプ (200W)



● 第2送信機：無線機単体 (100W)



(参考1) <旧スプリアス規格機器が含まれている使用期限が付いた免許状の例>

無線局免許状

免許の番号		関A第××××号		識別信号		JX1×××	
氏名又は名称	蛇土 太郎						
免許人の住所	東京都豊島区巢鴨 3-36-6						
無線局の種別	アマチュア局	無線局の目的	アマチュア業務用	運用許容時間	常時		
免許の年月日	平 30. 1. 10	免許の有効期間	平 35. 1. 9 まで				
通信事項	アマチュア業務に関する事項			通信の相手方	アマチュア局		
移動範囲	陸上、海上及び上空						
無線設備の設置場所／常置場所							
東京都豊島区巢鴨 3-36-6							
電波の型式、周波数及び空中線電力							
4VF		145 MHz		50 W			
4VF		435 MHz		50 W			
備考 無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）による改正後の無線設備規則第7条の基準（新スプリアス基準）に合致することの確認がとれていない無線設備の使用は、平成34年1月30日までに限る。							

法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

平成 30 年 1 月 10 日

× × 総 合 通 信 局 長



(参考2) <スプリアス確認保証願書 (JARDあて) >

スプリアス確認保証願書										
一般財団法人日本アマチュア無線振興協会 御中										
私は、以下の無線設備について、スプリアス確認保証を受けたいので、別紙の書類を添えて出願します。					出 願 の 日		(平成) 年 月 日			
出 願 者	住 所	-			電 話 番 号					
	社団の場合は				F A X					
	事務所の所在地	(建物名及び部屋番号)			メー ル ア ド レ ス					
	氏 名	(ふりがな)			社団の名称					
社団の場合は 代表者の氏名			印	社団の場合に限る						
免許番号				識別信号 (呼出符号)						
ス プ リ ア ス 確 認 保 証 を 申 し 込 む 無 線 設 備	装置の区別	送信機の名称等		技適番号又は JARL登録機種の登録番号	製造番号	付属装置の有無及び名称等 (ある場合のみ)		(保証料の払込証明書の貼付欄) ・専用の払込用紙で払い込まれたときは、 受付証明書 (払込用紙右端) を貼付して 下さい。 ・郵便局等に備え付けの払込用紙で払い込 まれたときは、受領証の原本を貼付して 下さい。 ※必ず控え (コピー) を取りお手元に残 すことをお勧めします。 ・インターネットを使用して払い込まれた ときは、確認画面のハードコピーを添付 して下さい。		
	第 1 送信機					<input type="checkbox"/> 有				
	第 2 送信機					<input type="checkbox"/> 有				
	第 3 送信機					<input type="checkbox"/> 有				
	第 4 送信機					<input type="checkbox"/> 有				
	第 5 送信機					<input type="checkbox"/> 有				
	第 6 送信機					<input type="checkbox"/> 有				
	第 7 送信機					<input type="checkbox"/> 有				
	第 8 送信機					<input type="checkbox"/> 有				
	第 9 送信機					<input type="checkbox"/> 有				
遵守事項	(1) 無線設備を電波法第3章に定める技術基準に適合するよう維持します。 (2) 保証を受けた無線設備により他の無線局の運用又は放送の受信に支障を与えていることを認知したときは、速やかに適宜の方法により、協会に報告します。 (3) 協会が行う保証業務に係る調査 (実地調査を含む。) 及び指導の通知があった場合には、全面的に協力します。							※保証料の算定 ・基本料 (1台分の料金を含む) 2,500円 ・2台目以降 1台ごとに1,000円を加算		
特例適用	<input type="checkbox"/> 有	[]							保証料の額	円
参考事項										

注1 本願書は無線局1局ごとに作成してください。

注2 「スプリアス確認保証を申し込む無線設備」の欄は、今回スプリアス確認保証を受ける送信機のみを記載してください。

(参考3) <スプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書 (総通局長あて)>

スプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書 (アマチュア局の保証用)

平成 年 月 日

殿

免許人名

無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）附則第3条第1項の規定の適用を受けている無線設備について、同令附則第2条に規定する新規則の条件に適合することの確認に係る保証を受けたので、下記のとおり現在の無線設備規則の基準に合致することを届け出ます。

記

免許番号		識別信号 (呼出符号)					
① 保証 対象	装置の 区別	②		③			備考
		技術基準適合証明番号 又は工事設計認証番号	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	変調方式	終段管		
				名称個数	電圧		
<input type="checkbox"/>	第1送信機				V		
<input type="checkbox"/>	第2送信機				V		
<input type="checkbox"/>	第3送信機				V		
<input type="checkbox"/>	第4送信機				V		
<input type="checkbox"/>	第5送信機				V		
<input type="checkbox"/>	第6送信機				V		
<input type="checkbox"/>	第7送信機				V		
<input type="checkbox"/>	第8送信機				V		
<input type="checkbox"/>	第9送信機				V		
<input type="checkbox"/>	第10送信機				V		
注1 本届出書は無線局1局ごとに作成すること。							
注2 ①の欄において、新スプリアス規格に適合することの確認に係る保証の対象送信機にレ印を記入すること。							
注3 ②の欄において、技術基準適合証明番号等を記載した場合は、③の欄は記載を要しない。							
注4 本様式に全部を記載することができない場合は、上表と同様の別紙を作成し記載すること。							

6 H29.12.1からの基本保証について(1)

JARDではすべての保証の審査において、平成17年12月に施行された新スプリアス規格に適合していることを確認して保証を行います。

これは、H29.11.30にスプリアス規格改正に伴う経過措置の終了に伴うものです。

(1)H17.11月以前の旧スプリアス規格により設計・製作された機器

①JARDスプリアス確認保証可能機器リストに掲載されているもの

これまでどおりのお申込みにより保証を行います。

スプリアスに関して追加の資料提出は不要（JARDが実態調査によりスプリアス能力確認済）

②機器リストに掲載されていないもの（メーカー製機器（旧技適機器含む）、自作機、キット、外国製）

新スプリアス規格に適合していることを個別に確認する必要があるため、追加資料を提出していただくなどにより適合性を確認させていただきます。

(2)H17.12月以降の新スプリアス規格により設計・製作された機器

新スプリアス規格に適合していることが前提となりますので、その旨記述させていただきます。

6 H29.12.1からの基本保証について(2)

具体的な確認方法について

◎ 「H17年11月以前の旧スプリアス規格」により設計・製作された機器で、スプリアス確認保証可能機器リストに掲載されていないもの（メーカー製機器、自作機、キット、外国製機器）

これまで提出をお願いしている送信機系統図、附属装置の諸元に加えて、新スプリアス規格を満足していることの確認ができる資料（※）

※：「帯域外領域」及び「スプリアス領域」それぞれ1波分について、測定を行ったスペクトラムアナライザの画面の写真など。

この場合の測定周波数及び電波の型式については、当該無線機を使って主に運用する周波数帯など適宜選定して下さい。

なお、実際に使用した測定器の名称、測定日及び測定者の氏名は記述していただきますが、その測定器が1年以内の較正の有無については記述不要です。

また、JARDが必要と判断する場合には、追加の資料の提出をお願いすることがあります。

◎ 「H17.12月以降の新スプリアス規格」により設計・製作されたもの

保証願書に平成17年12月に施行された新スプリアス規格により設計・製作したものであることの記述（自作機）、又は平成17年12月以降に設計・製作されたものであることの記述（自作機以外）を行ってお申し込み下さい。

なお、JARDが必要と判断する場合には、新スプリアス規格を満たしていることの確認ができる資料の提出をお願いすることがあります。

1 スプリアス確認保証について

- ① 「スプリアス確認保証」は既に免許を受けている旧スプリアス規格の無線機が対象
- ② 旧スプリアス規格機器でも再免許は可能だが、H34.1 1.30までの使用期限
- ③ スプリアス確認保証を受けるとこの使用期限が無くなる。

2 基本保証について

- ① 旧スプリアス規格機器による開設・変更手続きは「基本保証」が必要
- ② 技適機器でも旧スプリアス規格の場合は「基本保証」を受けて手続きを

スプリアス確認保証はお早めに！！

申込方法は

○JARDのWebサイトから直接申し込み

○電子メールによる方法

(JARDのWebサイトから様式をダウンロード、入力してメールに添付)

○書面による方法(郵送又は持参)

ご清聴ありがとうございました